法規的告示

○総務省告示第二号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十項の規定に基づき、令和七年総務省告示第百三十六号（令和七年度地方債計画）の全部を次のように改正する。

令和八年一月九日

総務大臣　林　芳正

令和７年度地方債計画
（通常収支分）

（単位：億円、％）

項目	令和７年度計画額(A)	令和６年度計画額(B)	差引 (A)—(B) (C)	増減率 (C)／(B)×100
一　一般会計債				
1　公共事業等	15,908	15,794	114	0.7
2　公営住宅建設事業	1,100	1,082	18	1.7
3　災害復旧事業	3,083	1,119	1,964	175.5
4　教育・福祉施設等整備事業	5,723	4,813	910	18.9
(1)　学校教育施設等	2,670	2,119	551	26.0
(2)　社会福祉施設	367	365	2	0.5
(3)　一般廃棄物処理	1,603	1,254	349	27.8
(4)　一般補助施設等	546	538	8	1.5
(5)　施設（一般財源化分）	537	537	0	0.0
5　一般単独事業	27,625	26,845	780	2.9
(1)　一般	2,893	2,493	400	16.0
(2)　地域活性化	690	690	0	0.0
(3)　防災対策	871	871	0	0.0
(4)　地方道路等	3,821	3,221	600	18.6
(5)　旧合併特例	2,500	3,800	△　1,300	△　34.2
(6)　緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7)　公共施設等適正管理	4,500	4,320	180	4.2
(8)　緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9)　緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10)　脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11)　こども・子育て支援	450	450	0	0.0
(12)　デジタル活用推進	900	—	900	皆増
6　辺地及び過疎対策事業	6,508	6,270	238	3.8
(1)　辺地対策	592	570	22	3.9
(2)　過疎対策	5,916	5,700	216	3.8
7　公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8　行政改革推進	700	700	0	0.0
9　調整	100	100	0	0.0
計	61,092	57,068	4,024	7.1
二　公営企業債				
1　水道事業	8,895	6,356	2,539	39.9
2　工業用水道事業	509	392	117	29.8
3　交通事業	1,600	1,763	△　163	△　9.2
4　電気事業・ガス事業	260	241	19	7.9
5　港湾整備事業	618	577	41	7.1
6　病院事業・介護サービス事業	6,002	4,981	1,021	20.5
7　市場事業・と畜場事業	624	386	238	61.7
8　地域開発事業	1,346	1,290	56	4.3
9　下水道事業	15,170	13,686	1,484	10.8
10　観光その他事業	113	100	13	13.0
計	35,137	29,772	5,365	18.0
合計	96,229	86,840	9,389	10.8
三　臨時財政対策債	—	4,544	△　4,544	△　100.0
四　退職手当債	800	800	0	0.0
五　補正予算債	16,433	—	16,433	皆増
六　国の予算等貸付金債	(　176)	(　350)	(△　174)	(△　49.7)
総計	(　176) 113,462	(　350) 92,184	(△　174) 21,278	(△　49.7) 23.1
内訳　普通会計分	79,485	63,103	16,382	26.0
内訳　公営企業会計等分	33,977	29,081	4,896	16.8
資金区分				
公的資金	52,585	39,408	13,177	33.4
財政融資資金	33,694	23,252	10,442	44.9
地方公共団体金融機構資金	18,891	16,156	2,735	16.9
（国の予算等貸付金）	(　176)	(　350)	(△　174)	(△　49.7)
民間等資金	60,877	52,776	8,101	15.3
市場公募	32,600	33,100	△　500	△　1.5
銀行等引受	28,277	19,676	8,601	43.7

その他同意等の見込まれる項目

1　防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債

2　地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債

3　公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和６年能登半島地震減収対策企業債

4　財政再生団体が発行する再生振替特例債

5　資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

（備考）

国の予算等貸付金債の（　）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。